



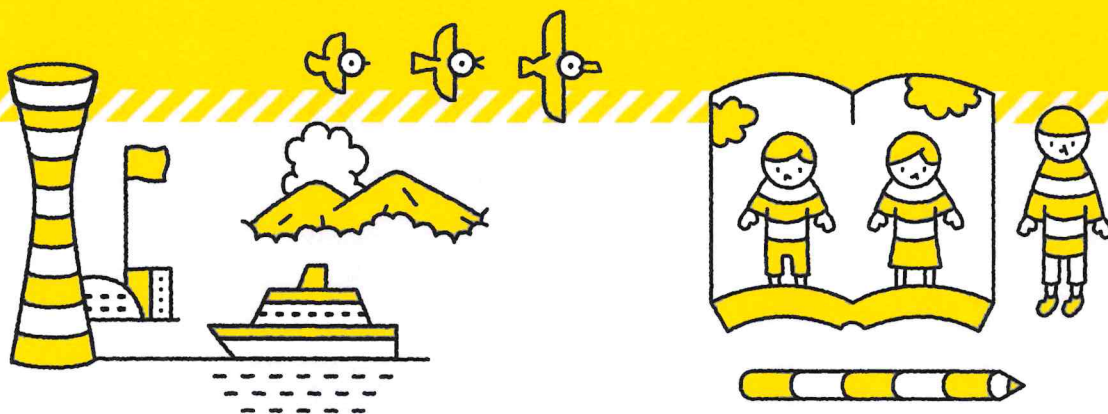
こどもっと  
KOBE

0~5歳

2024年度 入園・入所希望の方向け

# 幼稚園・保育所 認定こども園等 利用ガイド

- P1 01. どんな施設があるの？
- P3 02. 幼稚園・保育所などに入るには？
- P5 03. どうやって申し込むの？
- P7 04. 利用するにはいくらかかるの？
- P9 05. Q&A
- P10 06. 充実した子育てサポート



こどもっと  
KOBE  
サイト

「こどもっとKOBE」サイトでは、  
子育て支援に関するサービスを紹介しています。

こどもっとKOBE

検索

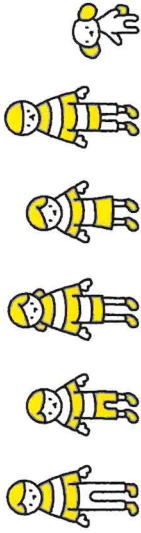
<https://kodomotto-kobe.jp/>



# 01 どんな施設があるの？

一利用できる施設

「幼稚園」や「保育所」に加え、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ「認定こども園」や、0～2歳の子どもの少人数で預かる「地域型保育」といった多様な施設が利用できます。施設ごとに教育・保育の特色があり、対象となる子どもの年齢や利用できる時間が異なります。



## 幼稚園

3～5歳

小学校に入学してからの教育の基礎を作り、幼児期の教育を行います。

- 利用時間／朝～昼すぎ
- 教育・保育給付認定／1号

子ども・子育て支援新制度(新制度)に移行していない私立幼稚園(私学助成)

- 新制度に移行している施設と認定の手続きが異なります。
- 毎月の保育料(入園料も含む)が25,700円を超える場合は自己負担が発生します。



## 認定こども園

0～5歳

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者が働いている、いないに関わらず、教育と保育を一体的に行います。

- 幼稚園機能**
- 利用時間／朝～昼すぎ
  - 教育・保育給付認定／1号
  - 対象年齢／3～5歳
- 保育所機能**
- 利用時間／朝～夕
  - 教育・保育給付認定／2、3号
  - 対象年齢／0～5歳



## 保育所

0～5歳

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

- 利用時間／朝～夕
- 教育・保育給付認定／2、3号



## 地域型保育

0～2歳

次の3つの種類があります。

- 小規模保育
  - 少人数(定員6～19人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
- 事業所内保育
  - 企業や病院などが設置する保育施設を地域の子どもにも開放し、一緒に保育を行います。
- 家庭的保育
  - 家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

※地域型保育施設卒園後は、その施設と連携している認定こども園や保育所へ優先的に入園できる場合があります。

## プレ保育

- 幼稚園
- 認定こども園(朝～昼すぎ)

入園前の子どもが園での生活を体験できる「プレ保育」を実施しています。

## 預かり保育

- 幼稚園
- 認定こども園(朝～昼すぎ)

利用時間前後や長期休業中に子どもを預けられる「預かり保育」を実施しています。(詳しくはP3へ)



※実施の有無は施設によって異なります。

## 企業主導型保育施設って??

市内に60か所以上

認可保育施設と同等の基準を満たす、国が選定した保育園です。企業の従業員の子どものみだけでなく、地域の子どものみが入所可能な「地域枠」を設けている施設が多くあります。

希望する園に入園しやすい！  
保育料無償化対象!(一定条件あり)  
就労証明書があればOK!



詳しくは市のHPで  
神戸市 企業主導型 検索

# 02

## 幼稚園・保育所などに入るには？

—「教育・保育給付認定」について—

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育を利用するために「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号～3号までの認定区分があり、認定区分によって、利用できる施設が異なります。

### 教育・保育給付認定の区分を確認

| 認定区分      | 利用したい施設          | 保育の必要性 | 幼稚園<br>(新制度幼稚園) | 保育所 | 認定こども園<br>利用時間<br>朝～昼すぎ 期～夕 | 地域型<br>保育 |
|-----------|------------------|--------|-----------------|-----|-----------------------------|-----------|
| 満3歳<br>以上 | 教育標準時間認定<br>1号認定 | なし     | ●               |     | ●                           |           |
|           | 保育認定<br>2号認定     | あり     |                 | ●   | ●                           |           |
|           | 保育認定<br>3号認定     | あり     |                 | ●   | ●                           | ●         |

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

### お迎えや預け先に困ったら

- 1号認定を受けて施設を利用している方 ▶ 預かり保育



※時間は一例です。各園の定める預かり保育料が必要です。施設時利用給付の認定2号(新2号)をお持ちの方は無償化の対象になります。  
※保育料に加えて、各園の定める預かり保育料が必要です。施設時利用給付の認定2号(新2号)をお持ちの方は無償化の対象になります。

- 2号・3号認定を受けて施設を利用している方 ▶ 延長保育



※時間は一例です。※保育料に加えて、延長保育料が必要です。※保育を延長する事由が必要です。

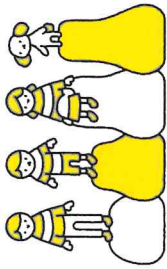
- いずれの施設も利用していない方 ▶ 一時保育

保育所等を普段は利用しておらず、一時的に家庭での保育が難しい場合に、子ども(未就園児)を一時的にお預かりする制度です。

※重連施設にお問合わせください。詳しくはP10へ



どんな施設があるの？



### 教育・保育給付認定の内容

- 1号認定 | 教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」は必要ありません。
- 2号・3号認定 | 教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」が必要です。

### 保育を必要とする事由

|   |                       |                                   |   |
|---|-----------------------|-----------------------------------|---|
| 01 保護者が就労している<br>(月64時間以上)              | 02 母親が妊娠中<br>あるいは出産前後 | 03 保護者が病氣やけが<br>であったり<br>心身に障りがある | 04 保護者が親族の<br>介護・看護をしている<br>(月64時間以上)   |
| 05 保護者が震災、風水害<br>火災その他の災害の<br>復旧にあたっている | 06 保護者が求職活動中<br>である   | 07 保護者が就学している<br>(月64時間以上)        | 08 その他01～07に<br>類する状況で子どもの<br>保育ができない場合 |

※保護者のいずれもが上記のいずれかの事由に当てはまる必要がありません。

### 1日の保育利用時間は2種類あります

2号・3号認定を受けて保育を利用できる時間は「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」の2種類あり、保育を必要とする事由と保護者の状況によって区分されています。

※実際に保育を利用できるのは各家庭において保育が困難な時間に限られます。

※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。

● 保育標準時間を利用できるのは



- 01 就労 04 親族の介護・看護 07 就学 — 以上の理由で月120時間以上
- 02 妊娠・出産 03 保護者の疾病・障がい 05 災害復旧 — 状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定

● 保育短時間を利用できるのは



- 01 就労 04 親族の介護・看護 07 就学 — 以上の理由で月64時間以上120時間未満
- 02 妊娠・出産 03 保護者の疾病・障がい 05 災害復旧 — 状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定

06 求職活動 01 就労で利用開始した方が、下の子の身体に入っても継続して希望する場合  
(同じ施設を継続利用する場合のみ)

※開園時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります。

どうやって申し込むの？

利用するにはいくらかかるの？

Q&A 充実した子育てサポート

# 03 どうやって申し込むの？

—教育・保育給付認定の利用手続き—

申込み手続きは、施設の種類や認定区分によって異なります。

※原則、認定申請は住民票のある市町村で行うこととなります。  
※図は、2024年4月の入園・入所を例にしています。年度途中（1～3月除く）の場合は、原則、入園・入所希望の前々月中の申請となります。

## 1号認定を受けて利用する手続き

●保育所 ●認定こども園(朝～夕) ●地域型保育

|  |  |   |                             |
|--|--|---|-----------------------------|
| STEP 01<br>施設見学や説明会に参加する等して、希望する施設を検討します。  | STEP 02<br>希望する施設に「願書・申込書」を取りに行きます。<br>私立幼稚園と認定こども園は 9/1～※<br>公立幼稚園は 10/3～           | STEP 03<br>「願書・申込書」に記入の上、希望する施設に提出します。<br>私立幼稚園と認定こども園は 9/29～※<br>公立幼稚園は 10/12～ | STEP 05<br>神戸市が認定の手続きを行います。 |
| STEP 04<br>認定申請は、e-KOBEをご利用ください。<br>●e-KOBE(神戸市スマート申請システム)を利用して電子申請<br>書類での申請も可能です。<br>●神戸市行政事務センターへ郵送<br>●直接、施設に提出<br>世帯の状況によって、必要な書類があります。 |  |   |                             |

|                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| STEP 06<br>施設を通じて、神戸市から「認定通知」が届きます。 | STEP 07<br>所定の手続きを行って入園です。 |
|-------------------------------------|----------------------------|

※具体的な時期は各施設にお問い合わせください。●入園・入所手続のスケジュールは裏表紙へ

●新制度(P1参照)に移行していない私立幼稚園を利用希望の場合

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| STEP 01<br>施設見学や説明会に参加する等して、希望する施設を検討します。 | STEP 02<br>希望する幼稚園に「願書・申込書」を取りに行きます。<br>配布は 9/1～※ | STEP 03<br>希望する幼稚園に「願書・申込書」を提出し、入園を申し込みます。<br>配布は 9/29～※ | STEP 04<br>入園する幼稚園が決定後、認定手続きを所定の手続きを行って入園です。 |
|---|---|--|--|

※具体的な時期は各施設にお問い合わせください。

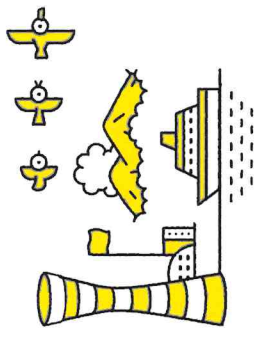
どんな施設があるの？

幼稚園・保育所などに入るには？

どうやって申し込むの？

利用するにはいくらかかるの？

ひるふ交差点字通り事務所



## 2・3号認定を受けて利用する手続き

|                                      |   |   |   |
|--------------------------------------|---|---|---|
| STEP 01<br>施設見学に行く等して、希望する施設を検討します。  | STEP 02<br>必要な書類を揃えます。<br>(窓口での案内をご希望の方は、第1希望の施設がある区役所・支所で説明を受けます)<br>※保育を必要とする事案や世帯の状況によって、必要な書類が異なります。<br>※9月20日以降 神戸市ホームページで様式をダウンロードできます。 | STEP 03<br>認定申請は、e-KOBEをご利用ください。<br>●e-KOBE(神戸市スマート申請システム)を利用して電子申請<br>書類での申請も可能です。<br>●第1希望の施設がある区役所・支所の窓口へ提出<br>●第1希望の施設がある区役所・支所へ郵送(※必須) | STEP 04<br>区役所・支所が<br>●認定の手続き<br>●利用の調整<br>を行います。 |
| STEP 05<br>区役所・支所から「認定通知」と調整結果が届きます。 | STEP 06<br>所定の手続きを行って入園・入所です。   |   |   |

10/20～11/30※

※1市外の施設を申し込む場合は時期が異なる場合もあります。●入園・入所手続のスケジュールは裏表紙へ

保育所・幼稚園等のお申込みは、**便利な電子申請**をご利用ください。

※幼稚園 認定こども園(朝～昼すぎ)を利用希望の方は、先に園の内定を受ける必要があります。

**e-KOBE**  
神戸市スマート申請システム

はこちら ▶



# 04

## 利用するにはいくらかかるの？

一保育料・預かり保育料についてー

3～5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの保育料は無償です。  
住民税課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちは、所得等に応じた保育料が必要です。

※新制度に移行していない幼稚園で、毎月の保育料が25,700円を超える場合は自己負担が発生します。

※保育料とは別に、通園送迎費、給食費、教育活動費などの費用が必要です。

預かり保育や認可外保育施設の利用について、保育が必要な事由がある場合は一定額まで無償になります。  
(事前申請が必要です。申請の受理日より前に遡ることはできません。)

※利用する施設、事業が、市町村から無償化の対象であることの確認を受け、公示された施設、事業であることが必要です。神戸市が確認した施設、事業は市ホームページに掲載しています。  
また、無償化対象施設の中には認可外保育施設等の他の無償化対象施設との併用が可能な場合がありますので、あわせてご確認ください。

### 「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」の区分を確認

| 利用したい施設  | 教育・保育給付認定<br>(1号、2号、3号認定)         |                                | 施設等利用給付認定<br>(新1号、新2号、新3号認定)                     |   |
|--|-----------------------------------|--------------------------------|--|---|
|  | 認可こども園<br>(朝～昼すぎ)<br>地域型保育<br>保育料 | 認定こども園(朝～昼すぎ)<br>新制度幼稚園<br>保育料 | 認可外保育施設<br>一時保育<br>病児保育事業<br>ファミリー・サポート<br>・センター | 新制度に移行していない<br>幼稚園<br>預かり保育料              |
| 3～5歳児クラス   | 無償                                | 無償                             | 無償   | 上限<br>11,300円<br>まで無償<br>【利用開始の日～15日の範囲内】 |
| 満3歳児クラス<br>3歳児になった日<br>から最初の3月31日<br>までの子ども                  | 無償                                | 無償                             | 有償   | 上限<br>25,700円<br>まで無償<br>【利用開始の日～15日の範囲内】 |
| 住民税<br>非課税世帯の<br>満3歳児クラス<br>3歳児になった日<br>から最初の3月31日<br>までの子ども | 無償                                | 無償                             | 有償   | 上限<br>16,300円<br>まで無償<br>【利用開始の日～15日の範囲内】 |
| 0～2歳児クラス   | 有償<br>※所種等に応じた<br>保育料             | 有償                             | 有償   | 有償<br>※利用する場合<br>は自己負担                    |
| 住民税<br>非課税世帯の<br>0～2歳児<br>クラス                                | 無償                                | 無償                             | 有償   | 上限<br>16,300円<br>まで無償<br>【利用開始の日～15日の範囲内】 |

1号 2号 3号 新1号 新2号 新3号 ※1 手続き ※2 要件 ※3 手続き  
教育・保育給付認定 施設等利用給付認定

# KOBE

多子世帯には保育料の軽減があります。

| 年齢に関わらず、<br>最年長の子どもから順に2人目は半額、<br>3人目以降は無料となります。 | 0～2歳児クラス | 3～5歳児クラス(無償化) | 小1～ |
|--|----------|---------------|-----|
| 例1   | 第3子 無料   | 第2子 半額        | 第1子 |
| 例2   | 第3子 無料   | 第2子 無料        | 第1子 |

### 一時保育利用料の減免

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等において子どもを預かりを行う一時保育について、満1～2歳児の利用料が(現在の利用料:2,400円/日 ※リフレジシュのための利用の場合3,600円/日)



### 保育所等における副食費の第3子以降無償化

3～5歳児クラスの副食費について、全ての世帯において第3子以降は無償となります。

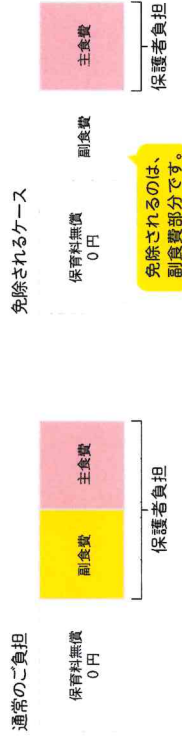
無償化HP <https://kobe-kodomo-mushou.jp/>

神戸市幼児教育・保育無償化サポートWEB

詳しい情報はHPをチェック

### 給食費について

3～5歳児クラスは、主食費(ごはん・パン代)と副食費(おかず、おやつ代)を施設に支払う必要があります。なお、次の世帯は、副食費が免除され、主食費のみお支払いが必要です。  
・世帯年収360万円未満相当の子ども ・第3子以降の子ども



# 05 Q&A



## 園選びについて

### Q. どのように園を選ばいいですか？

場所や保育方針、預かり時間などは施設によって異なります。事前に施設へお電話やお電話の上、見学に行ってみてください。施設一覧では預かり時間についても確認していただけます。

### Q. 各施設の住所や電話番号はどこで調べられますか？

神戸市HPに「施設一覧」を載せていますので、ご覧ください。

## 費用について

### Q. 費用はどの程度かかりますか？

- ①新制度幼稚園：認定こども園(1号認定)の保育料は、無償です。
- ②新制度に移行していない幼稚園(新1号認定)の保育料は、25,700円を超えた分が保護者負担となります。
- ③保育所：認定こども園(2、3号認定)、地域型保育の保育料は、2歳児クラスまでは世帯の状況に応じて決まります(右記二次元コード参照)。3歳児クラス以降は無償です。上記保育料以外に、制服代などがかかる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## 申込について

### Q. 空き状況はどこを見れば分かりますか？

幼稚園：「幼稚園：認定こども園(1号)空き状況」をご覧ください。  
幼稚園等へ直接お問い合わせください。  
保育所：神戸市HPの「申込状況表」をご覧ください。  
または各区役所・支所の保健福祉課にも福祉担当へお問い合わせください。

### Q. 求職活動中でも保育園に申し込めますか？

申込みできます。ただし、求職活動の認定期間は約3か月です。その期間に就労先を探していただくこととなります。就労を開始されたら認定を変更することができます。

### Q. 夫婦共働きですが、保育園に入れなかったら、どうすればいいですか？

保育園以外に、幼稚園に入園し、足りない時間は預かり保育を利用することもできます。施設等利用給付認定(新2、3号認定)に該当する方は申請をしていただき、認定されると一部費用が返ってきます。その他、企業主導型保育事業、認可外保育施設、一時保育(P10)も利用していただけたらと思います。ぜひ見学・お問い合わせください。

## 保育サービスコーナーに相談しよう

各区役所・支所では、「保育サービスコーナー」が子どもの保育を希望する家庭の相談に応じ、個々の状況に合った保育の情報を提供しています。制度のこと、手続きのことなど、気軽に相談ください。

乳幼児  
0～5歳  
対象

# 06 充実した子育てサポート



— 地域子ども子育て支援事業 —

神戸市では、「地域子ども子育て支援事業」としてさまざまな子育て支援を充実させ、すべての家族が安心して子育てができるようサポートしています。

※保護者の就労率により家庭の保育が困難である世帯であって、保育所、認定こども園、地域型保育を利用していない場合は、一時保育の非定額保育(ファミリーサポート)・センターは月額37,000円まで無償化の対象となります。  
(0～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみが対象で、月額42,000円まで無償化の対象)

## 主な対象 児 …… 乳幼児(0～5歳) 小 …… 小学生

### 一時保育 児

保育所等を普段は利用しておらず、一時的に家庭での保育が難しい場合等に、子ども(未就園児)を一時的にお預かりする制度です。

※利用日時・人数には上限があり、利用をお断りする場合があります。

| 対象   | 満歳から就学前までの子ども<br><small>利用開始の日を基準とする</small>   |
|------|--|
| 利用方法 | 施設に直接お問い合わせください。※車検取得済の自動車まで   |
| 利用料  | ①非定額保育(就労等)：日額2,400円(4時間以下)1,200円<br>②緊急保育(病気等)：日額2,400円(4時間以下)1,200円<br>③リフレックス保育：日額3,600円(4時間以下)1,800円 |

午前8時から午後6時までの間で、保育が必要な日曜・平日・年末年始は休園

市内の保育所、認定こども園、小規模保育所など

### 地域子育て支援拠点 児

大学と連携した子育て支援

保育士養成課程がある大学等(8校・10施設)に、子育て中の親子が集える「ひろば」を開設しています。

### 児童館

午前中の児童館では、親子が自由に遊び、交流を深める「親子職業展」を実施しています。

### こべっこあそびひろば

天候にかかわらず、室内で思い切り体を動かして遊べる施設です。子どもの体力や知力の向上を図ることができるよう大型遊具を配置しています。

### おやこふらっとひろば

区役所を訪れた際に、親子が気軽に立ち寄れる場所です。子育て中の親子同士の交流を促すとともに、子育て相談も可能です。

### 病児保育 児 小

子どもが病気の時、保護者や保育園等に代わって、病院や診療所と併設した病児保育室が一時的にお預かりします。

| 対象   | 神戸市内に居住の小学校6年生までの子ども、または市外居住で神戸市内の保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、小学校に通う子ども、または市外居住で市内に在住の保護者の小学校6年生までの子ども |
|------|---|
| 利用方法 | 各施設で利用登録(無料)を行い、事前予約のうえ、利用申請書と診療時の医師連絡票を提出し利用します  |
| 利用料  | 1子ども1人あたり2,000円<br><small>※最高3歳まで</small>   |

### 子育てリフレックスステイ 児 小

病気、出産等で育児にお困りの場合や、ご自身のリフレッシュをしたい場合等に子どもを児童養護施設等でお預かりする制度です。

| 対象   | 18歳未満の子ども  |
|------|--|
| 利用方法 | 希望の施設に直接申し込みます 11月30日09:00迄  |
| 利用料  | 2歳未満 ショートステイ 5,300円<br>デイサービス 2,400円<br>2歳以上 ショートステイ 4,000円<br>デイサービス 2,400円<br><small>※子育て1人1回のみ<br/>※1回の滞在が1泊以上の場合には料金が異なります</small> |

### ファミリーサポートセンター 児 小

子育て中の保護者が仕事や急な用事で子どもの世話ができない時に、地域の人がサポートする会員同士の相互援助活動です。

| 対象   | おおゆ生後3ヶ月～小学6年生までの子ども   |
|------|--|
| 利用方法 | 説明会に参加し入会登録後、利用申込みをします   |
| 利用料  | ●平日基本時間(7時～19時)<br>時間あたり700円<br>●上記以外の時間帯<br>時間あたり800円<br>●土曜・日曜・休日(年末年始、病欠回復期)<br>時間あたり800円 |

どんな施設があるの？

幼稚園、保育所などに入るには？

どうやって申し込むの？

利用するにはいくらかかるの？

Q & A 充実した子育てサポート

# 入園・入所手続きのスケジュール



| 2024年4月～   |           | 申込時期         |                |                      | 申込先 |  |
|------------|-----------|--------------|----------------|----------------------|-----|--|
|            |           | 2023<br>9月   | 10月            | 11月                  |     | 12月                                      |
| 幼稚園        | 私立        | 願書配布<br>9/1～ | 願書受付<br>9/29～  |                      |     | 希望する施設<br>にて申し込みを<br>受け付けます。※1           |
|            | 公立        |              | 申込書配布<br>10/3～ | 申込書受付<br>10/12～      |     |  |
| 認定<br>こども園 | 朝～昼<br>すぎ | 願書配布<br>9/1～ | 願書受付<br>9/29～  |                      |     | 施設がある区の<br>区役所・支所にて<br>申込みを<br>受け付けます。※2 |
|            | 朝～夕       |              | 申込書配布<br>9/20～ | 申込書受付<br>10/20～11/30 |     |  |
| 保育所        |           |              | 申込書配布<br>9/20～ | 申込書受付<br>10/20～11/30 |     |  |
| 地域型保育      |           |              | 申込書配布<br>9/20～ | 申込書受付<br>10/20～11/30 |     |  |

※ 受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

※1 詳細は各施設へお問い合わせください。

※2 これらの施設の利用は、「保育を必要とする事由」が必要となります。(詳細はP4へ)

## 乳幼児にとって「遊び」こそが大切な「学び」

世の中が大きく変化する時代、「子どもたちがたくましく幸せに生きていってほしい」というのは、私たち大人の願い。乳幼児期の教育・保育では、子どもたちが現在(いま)を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、「遊ぶ」ことを大切にしています。

子どもたちの大好きな鬼ごっこ。走りながら「腕を振ったら早く走れるかも」「急には止まれない」と体を動かすためのいろいろなことに気づき(①知識や技能の基礎)、「どっちに逃げたらいい?」「○○ちゃんなら捕まえられそう」と考えます(②思考力、判断力、表現力などの基礎)。そして、友だちと楽しく遊びを続けるために、我慢することや主張すること、譲ることを知ります(③学びに向かう力、人間性など)。

乳幼児にとっては、「遊び」こそが、この時期にふさわしい「学び」です。神戸市の各園では、「遊び」を通じた取り組みを実践しています。取り組みの一部を動画で紹介していますのでご覧ください。



※①～③は乳幼児期の教育・保育で身に付けてほしいとされる3つの資質能力で、小学校～高等学校までの学習指導要領においても中心とされているものです。



問合せ先

制度についてご不明な点は  
神戸市行政事務センター TEL 078-291-5952  
手続きなどに関しては「自動案内システム」もご利用ください。  
[https://secure.okbiz.okwave.jp/howcom2/?site\\_domain=kobe\\_chat](https://secure.okbiz.okwave.jp/howcom2/?site_domain=kobe_chat)

